

# 第5回

# 明石市上下水道事業経営審議会

2025年（令和7年）9月2日



# 審議会の流れ

## 第4回審議会

財政シミュレーション結果



- ・適切な時期に料金改定が必要であることを確認
- ・ケース②-4にて詳細シミュレーションを進める

## 第5回審議会

料金水準・体系の検討

- ・財政シミュレーションの前提条件、目標設定値の確認
- ・水道料金の算定方法、料金体系の検討



## 第6～8回審議会

経営戦略の検討・答申

- ・水道料金体系の決定
- ・経営戦略、答申書の作成



# 本日の議題

- 1 第4回審議会における積み残し事項の検討
- 2 料金の算定方法
- 3 料金体系の検討
- 4 料金表
- 5 その他



# 1 第4回審議会における積み残し事項の検討

## 第4回審議会での疑義

### (1) 前提条件の妥当性

- ・物価上昇率2.0%、企業債利率2.5%は高すぎるのではないか？
- ・起債依存率がR25以降ゼロで良いのか？

### (2) 目標設定の妥当性

- ・確保すべき資金残高は、給水収益の6ヵ月分で良いのか？
- ・企業債残高の上限として、企業債残高対給水収益比率が350%で良いのか？

### (3) 財政シミュレーション結果の妥当性

- ・詳細検討を進めるケースにおいて料金回収率が100%を下回っているが良いのか？
- ・料金改定率の補足説明（確保できる資産維持費（率）の考え方について）



これらについて、**再検討を実施**

# 1 第4回審議会における積み残し事項の検討

## (1) 前提条件の妥当性 (その1)

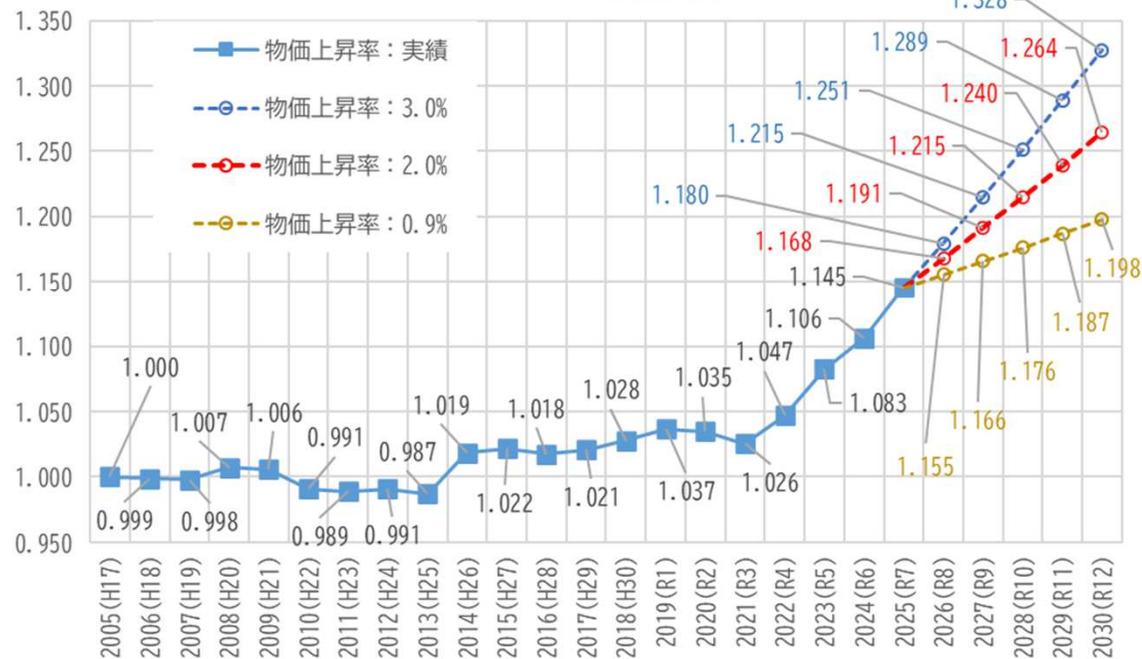
【疑義】物価上昇率2.0%は高すぎるのではないか？

- ✓ 消費者物価（生鮮食品を除く総合指数）が今後もR3以降のトレンドのまま推移すれば、3.0%の適用も可能
- ✓ 日銀の「経済・物価情勢の展望（R7.8.1公表）」によれば、消費者物価の前年比はR7は2%台後半、R8に1%台後半、R9に2.0%程度になると予想



現状の財政シミュレーションにおける前提条件である、**物価上昇率2.0%は妥当**と判断

消費者物価（生鮮食品を除く総合指数）の動き  
(H17.4月基準)



# 1 第4回審議会における積み残し事項の検討

## (1) 前提条件の妥当性 (その2)

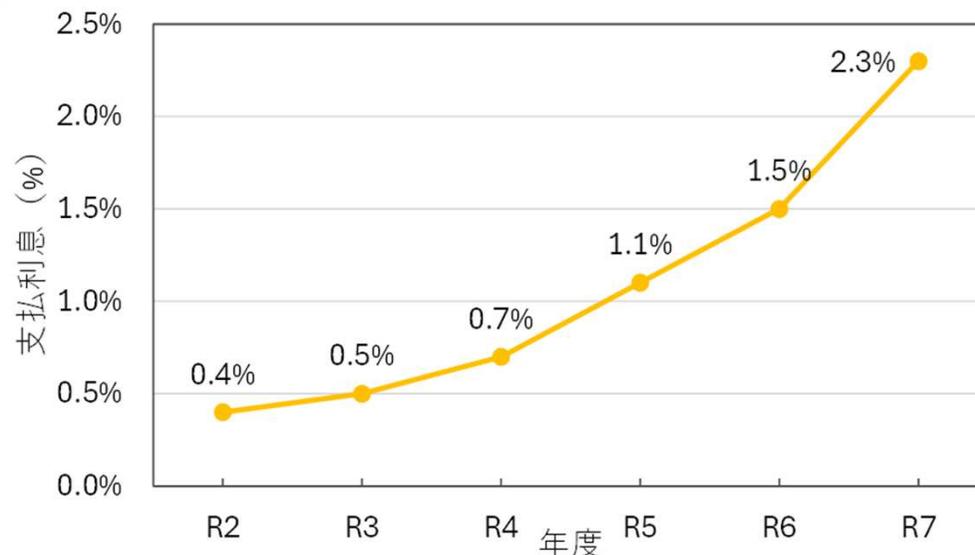
【疑義】 企業債利率2.5%は高すぎるのではないか？

- ✓ 企業債の企業債利率は近年上昇傾向
- ✓ 令和7年度4月以降、2.3%程度で推移



現状の財政シミュレーションにおける前提条件である、**企業債利率2.5%は妥当と判断**

ただし、前掲の物価上昇率も含めて、4年後の料金見直しの際にその時点の実勢値を採用する等、適宜見直しが必要



適用利率の推移  
(各年度4月末時点の地方公共団体金融機構特別利率、30年償還、5年据置の場合)

適用年月	適用利率
R7年5月21日以降	2.2%
R7年6月25日以降	2.5%
R7年7月29日以降	2.4%
R7年8月25日以降	2.6%

# 1 第4回審議会における積み残し事項の検討

## (1) 前提条件の妥当性 (その3)

### 【疑義】起債依存率がR25以降ゼロで良いのか？

- ✓ 起債依存率と資金残高及び料金改定率の相互関係  
(メリット) ・起債を増やせば、**短期的に料金改定率を低く抑える**ことができる。  
・起債を増やせば、手元の資金を使わなくてすむため、**短期的に資金残高は減らない**。
- (デメリット) ・起債を増やせば支払利息額(経費)が増加する。  
・**10億円を借り入れた場合の支払利息総額は約4.8億円**(借入額の約50%)  
(借入期間30年間、5年据え置き、支払利息2.5%)
- ✓ 水道施設の更新財源の望ましい姿
  - ・今後も永遠に続く更新需要の財源として、過度な起債依存を回避
  - ・一時的に増大する更新需要に対しては、起債もバランスよく活用
- ✓ 現状の財政シミュレーションの設定
  - ・**料金改定率、資金残高、支払利息**のバランスを考慮した起債依存率を設定



現状の財政シミュレーションにおいては、**R25以降の起債依存率ゼロは妥当と判断**

ただし、今後のより詳細な財政シミュレーションにあたっては、最適な起債依存率について再検討が必要

# 1 第4回審議会における積み残し事項の検討

## (2) 目標設定の妥当性 (その1)

【疑義】 確保すべき資金残高は給水収益の6ヵ月分で良いのか？

- ✓ 第4回審議会では、他事業体の目標資金残高を参考に設定
- ✓ 過去の大震災時の実例を追加で調査
  - 阪神淡路大震災： 約3ヵ月（内閣府）
  - 東日本大震災： 最長7ヵ月（国土交通省）
  - 熊本地震： 約3ヵ月半（日本水道協会）
  - 能登半島地震： 約5ヵ月（石川県）



他事業体の設定、過去の大震災における断水解消までの期間及び現行の経営戦略の設定を勘案し、  
料金収入の約6ヵ月分の資金残高の確保を目標に設定  
することは妥当と判断

他事業体が設定している  
「保有すべき資金残高」  
と料金収入の月数

事業体名	目標 資金残高	料金収入の 月数
神戸市	150億円	約6ヵ月分
西宮市	15億円	約2ヵ月分
高槻市	15億円	約4ヵ月分
吹田市	25億円	約4ヵ月分
東大阪市	50億円	6ヵ月分 以上

# 1 第4回審議会における積み残し事項の検討

## (2) 目標設定の妥当性 (その2)

【疑義】 企業債残高の上限として、企業債残高対給水収益比率が350%で良いのか？

- ✓ 令和12年度にかけて集中投資に加え更新需要の増加により、令和6年度の本市当該指標値（162.6%）を維持するのは困難なため、現状より高い上限値を設定する必要がある。
- ✓ 企業債残高の上限として設定しうる当該指標値
  - ・本市水道事業の既往最大 : 310.64%（平成16年度）
  - ・類似事業体の平均 : 255.84%（令和5年度）（令和5年度 経営比較分析表から）
  - ・全水道事業体の平均 : 265.93%（令和5年度）（同上）



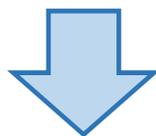
これらの当該指標をにらみつつ、料金改定率や資金残高の推移等を総合的に判断して  
最適な上限値を詳細検討で再提示

# 1 第4回審議会における積み残し事項の検討

## (3) 財政シミュレーション結果の妥当性（その1）

【疑義】 詳細検討を進めるケースにおいて料金回収率が100%を下回っているが良いのか？

- ✓ 現状の財政シミュレーションでは、給水収益の6ヵ月分を超える資金残高を事業経費に充当
- ✓ 給水収益の6ヵ月分を超える資金残高を原資に料金改定率を抑制
- ✓ 令和12年度までの4年間は、料金回収率が100%を下回るが、事業経営は可能
- ✓ 一方で、健全な事業経営には、継続的に料金回収率が100%を上回ることが必要



100%を上回る料金回収率を確保するために必要な料金水準を提示するとともに  
持続可能な経営に必要な料金水準について詳細検討のうえ再提示

# 1 第4回審議会における積み残し事項の検討

## (3) 財政シミュレーション結果の妥当性 (その2)

【資料修正】 料金改定率 (確保できる資産維持費 (率) ) について

- ✓ 第4回審議会資料P29の詳細検討ケース (ケース②-4) の資産維持率の修正  
誤) 1.0% ⇒ 正) 0.0%
- ✓ 総括原価の計算において、長期前受金戻入を総括原価の控除項目に含めていたことが原因
- ✓ 一方で、日本水道協会 水道料金算定要領では「長期前受金戻入額については、原則として控除項目には含めない」とされている。



水道料金算定要領に則り、長期前受金戻入額は、原則として控除項目には含めない。

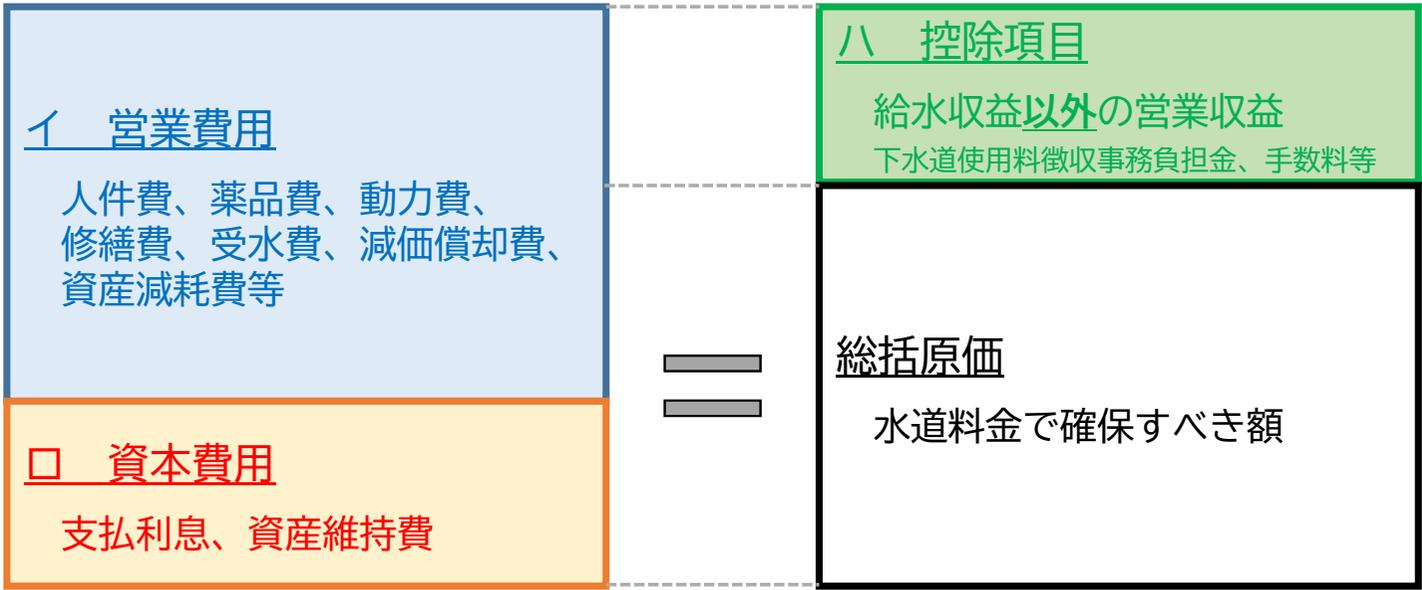
ただし、確実に今後も受け取ることが出来る補助金等 (消火栓設置負担金等) については控除項目に含める。

# <補足説明> 総括原価・資産維持費について

## 総括原価 ～水道法施行規則第12条第1号～

✓ 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合計額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

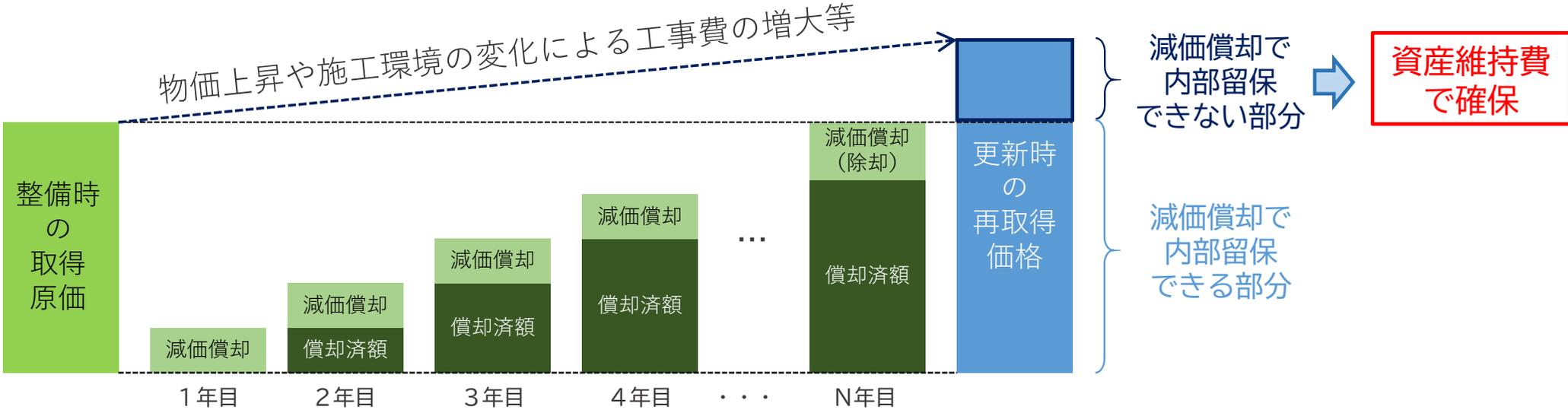
- イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合計額
- ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額）との合計額
- ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額



# <補足説明> 総括原価・資産維持費について

## 資産維持費

- ✓ 資産維持費は、水道施設の計画的な更新等の原資として（減価償却とは別に）内部留保すべき額を賄う費用
- ✓ 維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額
- ✓ 資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率（3%を標準）



※資産維持費が適切に原価算入されていないと、将来の水道施設の更新・再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、**安定的な財政運営に支障をきたす**こととなる。

## 2 料金の算定方法

### (1) 水道料金設定に関する規定

#### 地方公営企業法 第21条第2項

- ・ 料金は、**公正妥当**なものでなければならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎**とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

#### 水道法 第14条第2項第1号

- ・ 料金が、**能率的な経営の下における適正な原価**に照らし、**健全な経営を確保**することができる**公正妥当**なものであること。

#### 水道法施行規則 第12条第1号

- ・ 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、**合理的かつ明確な根拠に基づき設定**されたものであること。

- イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額
- ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額）との合算額
- ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額



## 2 料金の算定方法

### (2) 健全な経営の確保策

※ 財政シミュレーション上における  
R9～R57までの最大値

#### ・ 適正な企業債の活用基準の設定

起債依存率の上限を20%、30%、40%とした場合における、

①当面の料金改定率、②50年間の支払利息の合計、③企業債残高対給水収益比率の最大値※

上限起債率を40%とした場合の50年間の支払利息は、20%よりも77億円多くなるものの、R9における料金改定率を20%に抑えることができることから、**値上げによる生活の影響を考慮して当面の起債率を40%とする。**ただし今後、上限起債率の見直しを適宜行い、支払利息の抑制に努める。

上限起債率	①当面の料金改定率	②50年間の支払利息の合計	③企業債残高対給水収益比率の最大値※
20%の場合	R9 : 33% R13 : 14% R17 : 8%	158億円…(A)	205.0% (R12)
30%の場合	R9 : 26% R13 : 15% R17 : 11%	203億円 (= (A) + 45億円)	257.4% (R26)
40%の場合	<b>R9 : 20%</b> R13 : 15% R17 : 14%	235億円 (= (A) + 77億円)	319.6% (R24)



適正な企業債の  
活用基準として、  
**上限起債率を40%**  
として設定

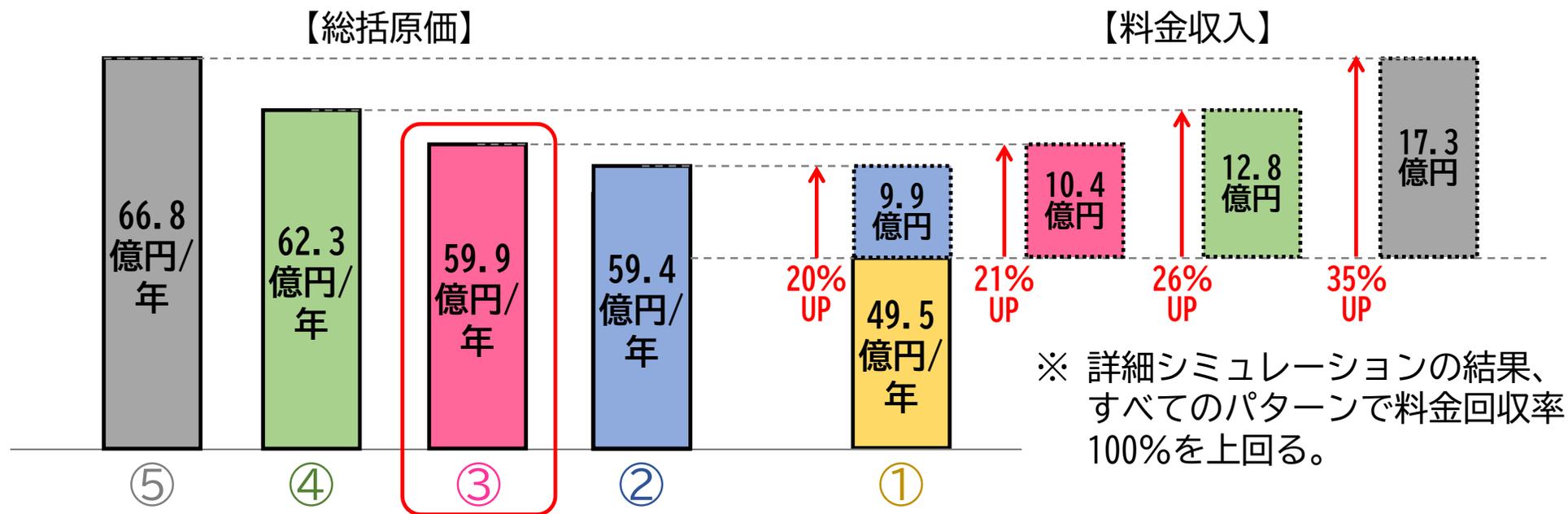
## 2 料金の算定方法

### (3) 適正な原価の設定



今後8年間に発生する更新費用の増加に備え、  
ケース③の59.9億円/年を適正な原価として設定

① 現行の料金体系で推移した場合の料金収入	49.5億円/年
② R9～R12（4年間）の事業運営を継続するために必要な金額	59.4億円/年（資産維持率：0.4%）
③ R9～R16（8年間）の施設更新のために必要な金額	59.9億円/年（ // : 0.6%）
④ R9～R20（12年間）の施設更新のために必要な金額	62.3億円/年（ // : 1.5%）
⑤ R9～R12（4年間）の資産維持率3%のために必要な金額	66.8億円/年（ // : 3.0%）



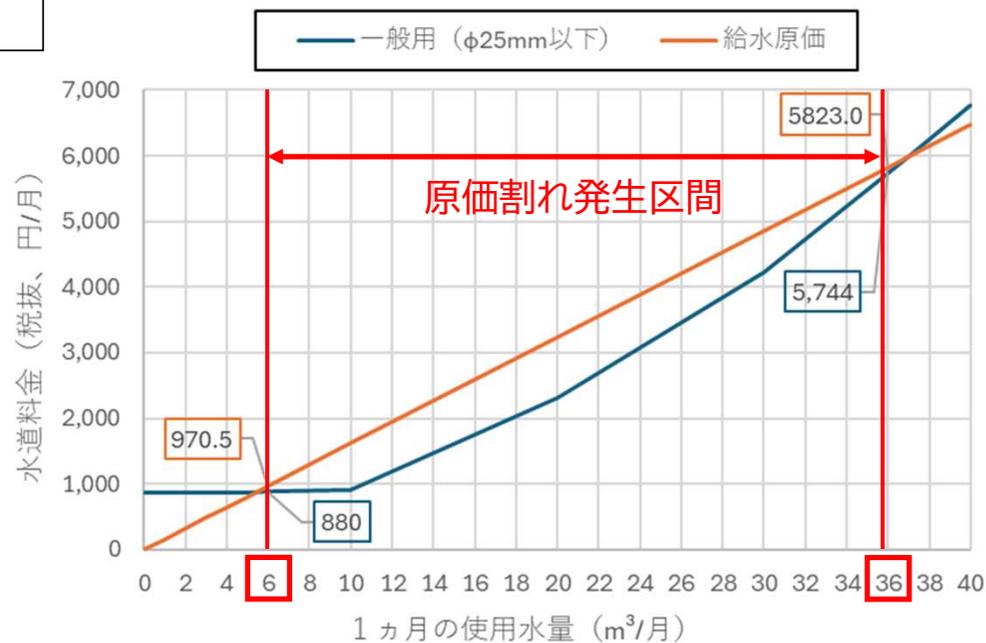
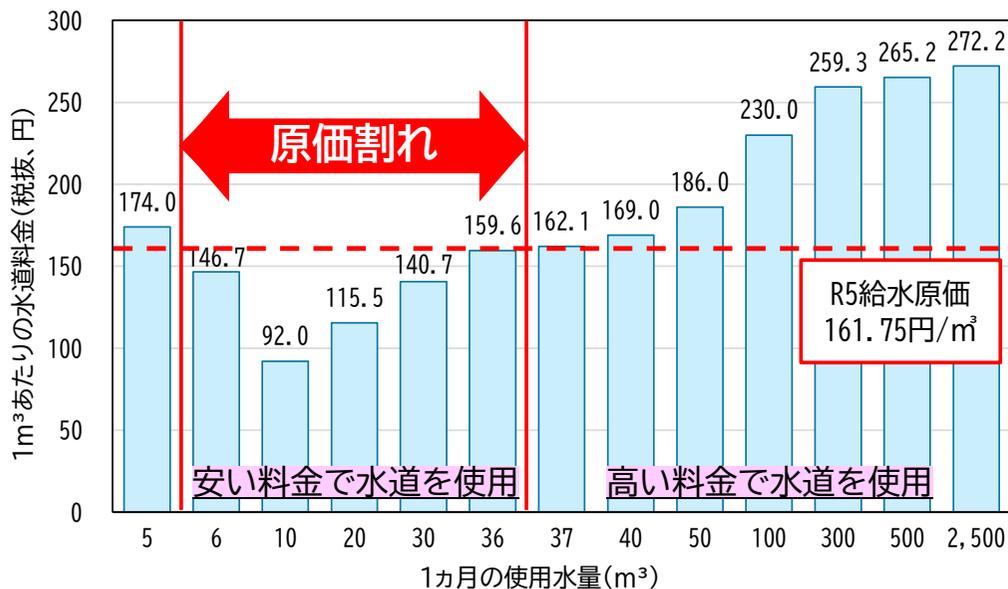
# 2 料金の算定方法

## (4) 公正妥当な料金設定

### ① 原価割れの改善

- ✓ 水道料金は、水道法第14条第2項第4号において、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」と定められている。
- ✓ 口径25mm以下で発生している原価割れが、現状の料金体系の最も大きな課題である。

➡ 原価割れの度合いを低減するように設定



1 m³あたりの水道料金の整理による、原価割れの把握 (第2回資料より)

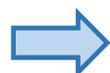
## 2 料金の算定方法

### (4) 公正妥当な料金設定

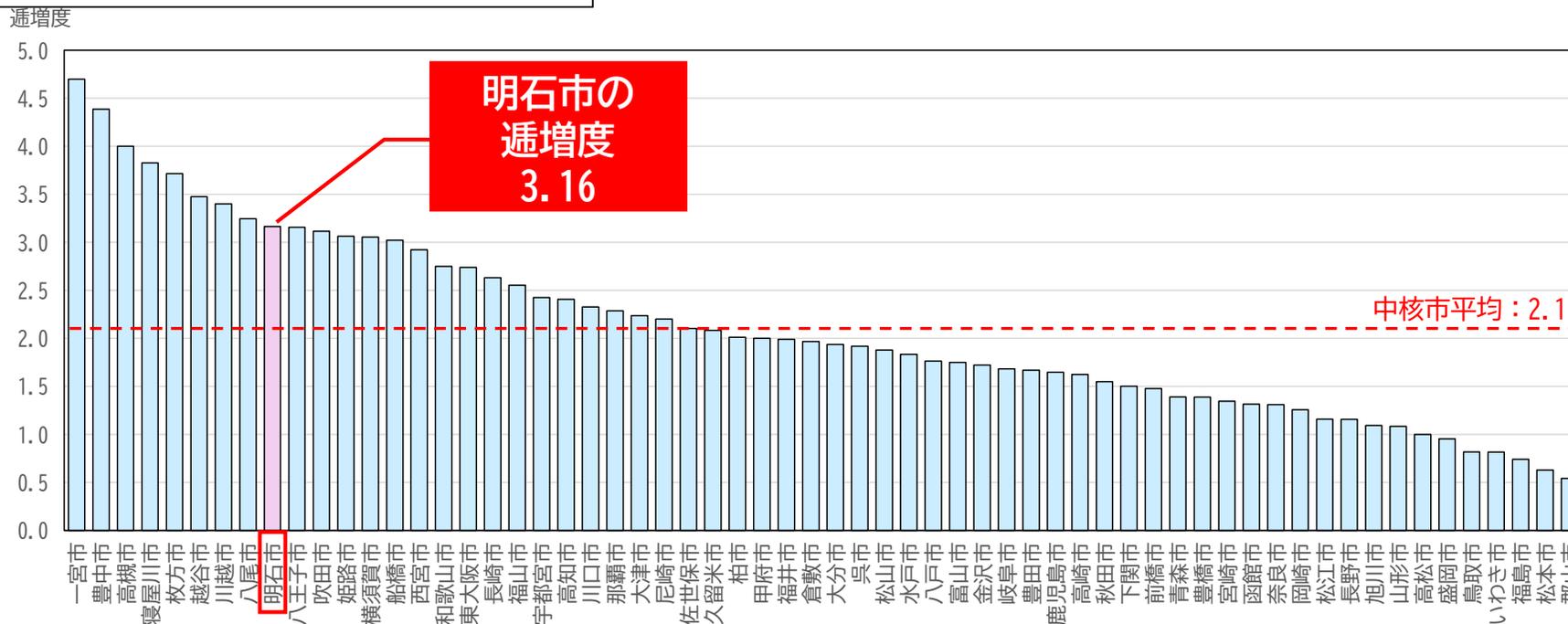
※ 逓増度 = (1m<sup>3</sup>あたりの最高単価) ÷ (1m<sup>3</sup>あたりの  
最小単価(10m<sup>3</sup>/月使用時の水道料金 ÷ 10))

#### ② 逓増度の改善

- ✓ 明石市は、中核市（全62事業体）の中で9番目に高い逓増度※
- ✓ 多量使用者からの収益に過度に依存した現状の経営は、公平性の観点から課題がある。



逓増度を緩和するように設定



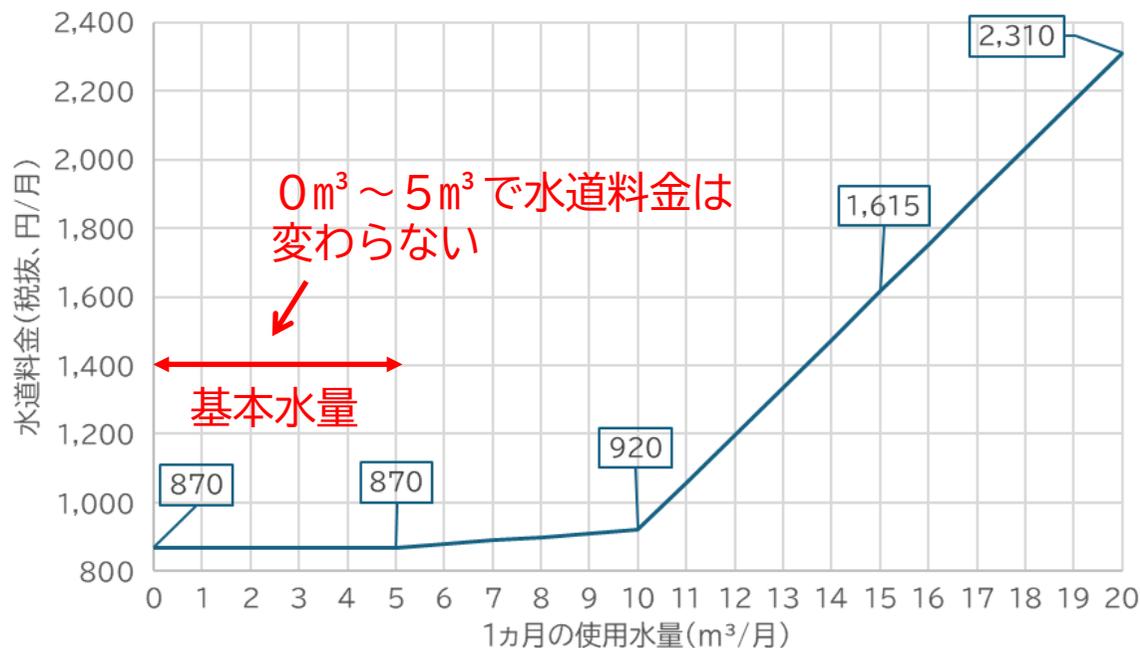
中核市における逓増度（一般用）の比較（第2回資料より）

## 2 料金の算定方法

### (4) 公正妥当な料金設定

#### ③ 基本水量の解消

- ✓ 基本水量は、水道の普及を促進し、生活用水として一定量の清浄な水の使用を促すことによって、公衆衛生の向上を図るとともに、その部分に係る料金を低廉に抑えるという政策的配慮から導入された。
- ✓ 水道普及率がほぼ上限に到達し、公衆衛生の向上を図る目的は達成した。
- ✓ 基本水量を設定した場合、その水量までは金額が変わらないため、節水意識が薄れや、少量使用者の不公平感がある。
- ✓ 基本料金に加え、使用水量相当の金額を負担していただくことが、公平性を有する水道料金体系となる。
- ✓ 「水道料金算定要領」では、基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとされている。



一般用口径25mm以下の1カ月あたり水道料金

## 2 料金の算定方法

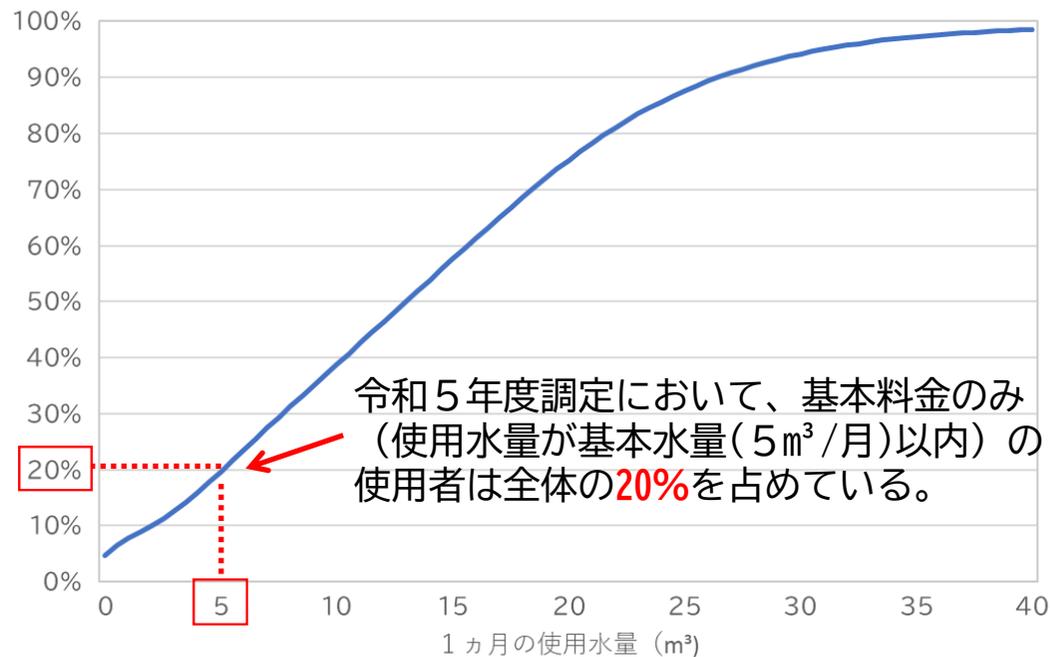
### (4) 公正妥当な料金設定

#### ③ 基本水量の解消

現行料金体系では、一般用口径25mm以下の**20%**の  
使用者の**節水努力が報われない**。



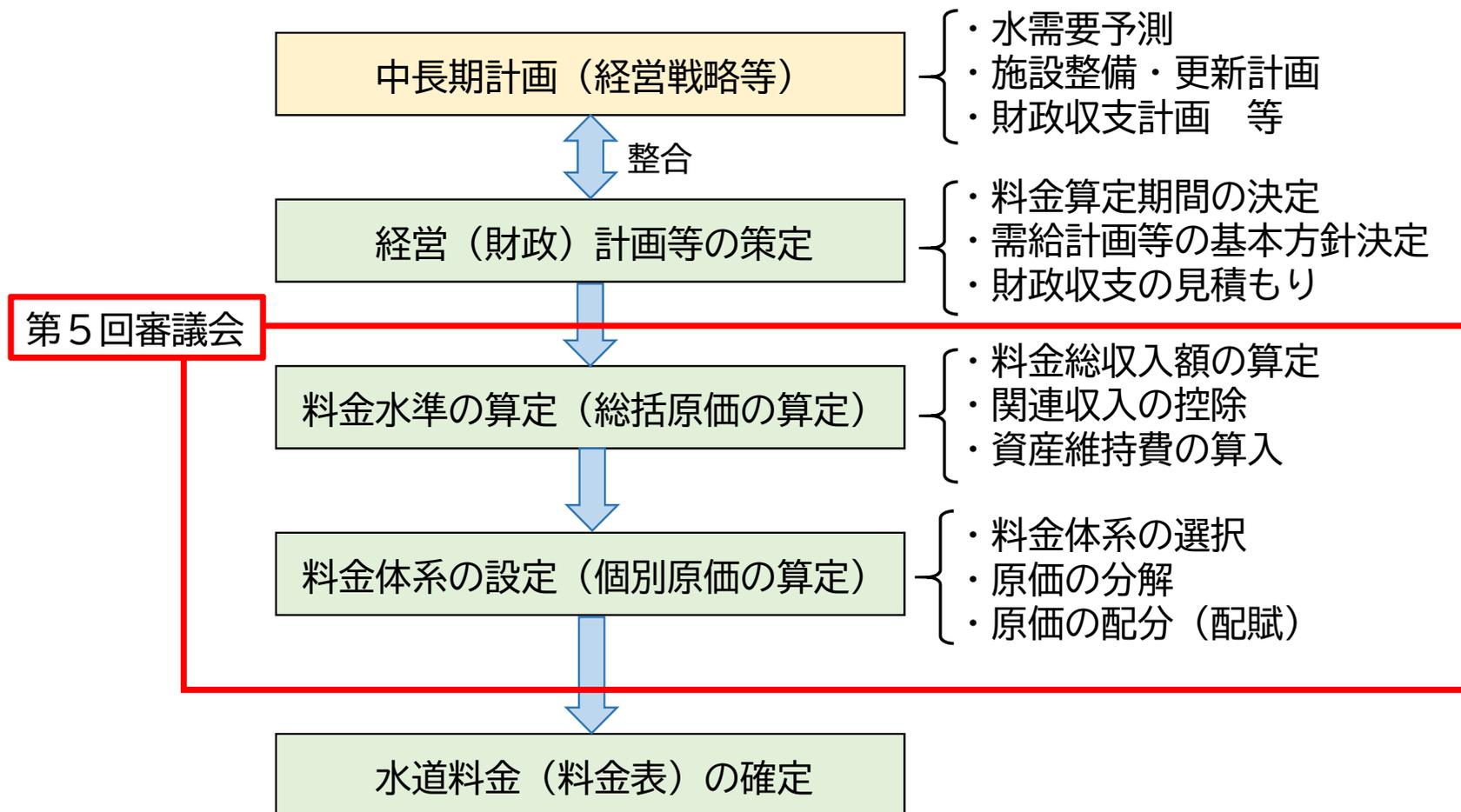
公正妥当な料金体系を目指し、  
**基本水量を廃止する料金体系とする。**



1カ月使用水量の調定件数割合 (一般用口径25mm以下、令和5年度)

## 2 料金の算定方法

### (5) 水道料金算定のプロセス



## 2 料金の算定方法

### (5) 水道料金算定のプロセス

#### ◎料金体系の設定（個別原価の算定）

水道料金体系は、日本水道協会の水道料金算定要領に基づき、以下の手順で「総括原価」を分解・配分することで検討を行う。

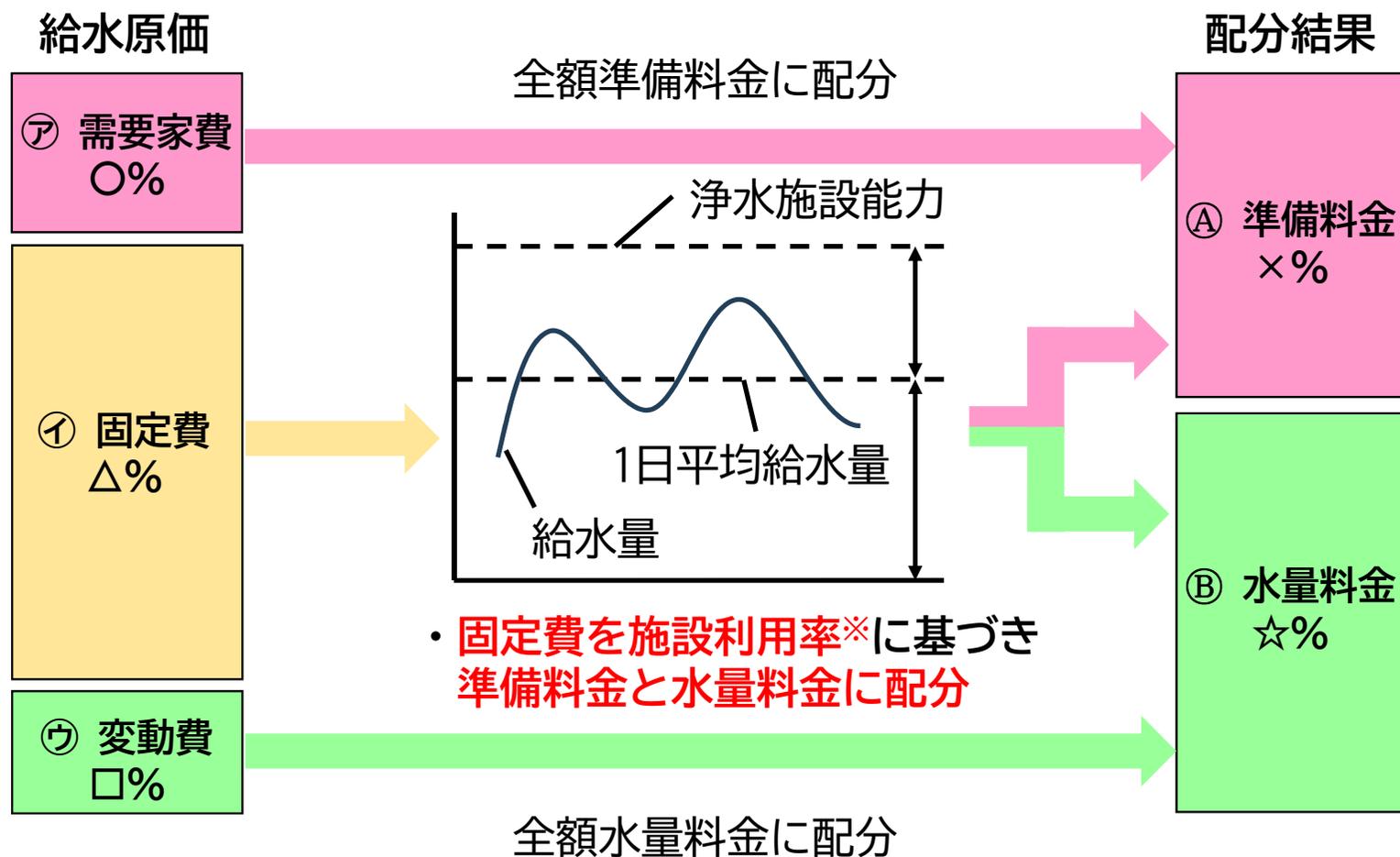


- ㊦需要家費：需要家の存在により発生する費用（検針・集金関係費、量水器関係諸費など）
- ㊩固定費：給水量の多寡に関係なく固定的に必要とされる費用（維持管理費、資産維持費など）
- ㊷変動費：給水量の増減に比例して発生する費用（薬品費、動力費、受水費など）

## 2 料金の算定方法

※ 施設利用率 (%) = 1日平均給水量 ÷ 浄水施設能力

### (5) 水道料金算定のプロセス (原価の配分)



# 3 料金体系の検討

## (1) 料金体系の類型

◎水道料金体系は、一部料金制と二部料金制に分類

・明石市では**二部料金制**を採用

→二部料金制は維持する方向

◎基本料金は、用途や口径に応じて異なる料金が設定され、一定水量内であれば定額となる「基本水量」が付与される場合がある。

・明石市では**基本水量あり**を採用

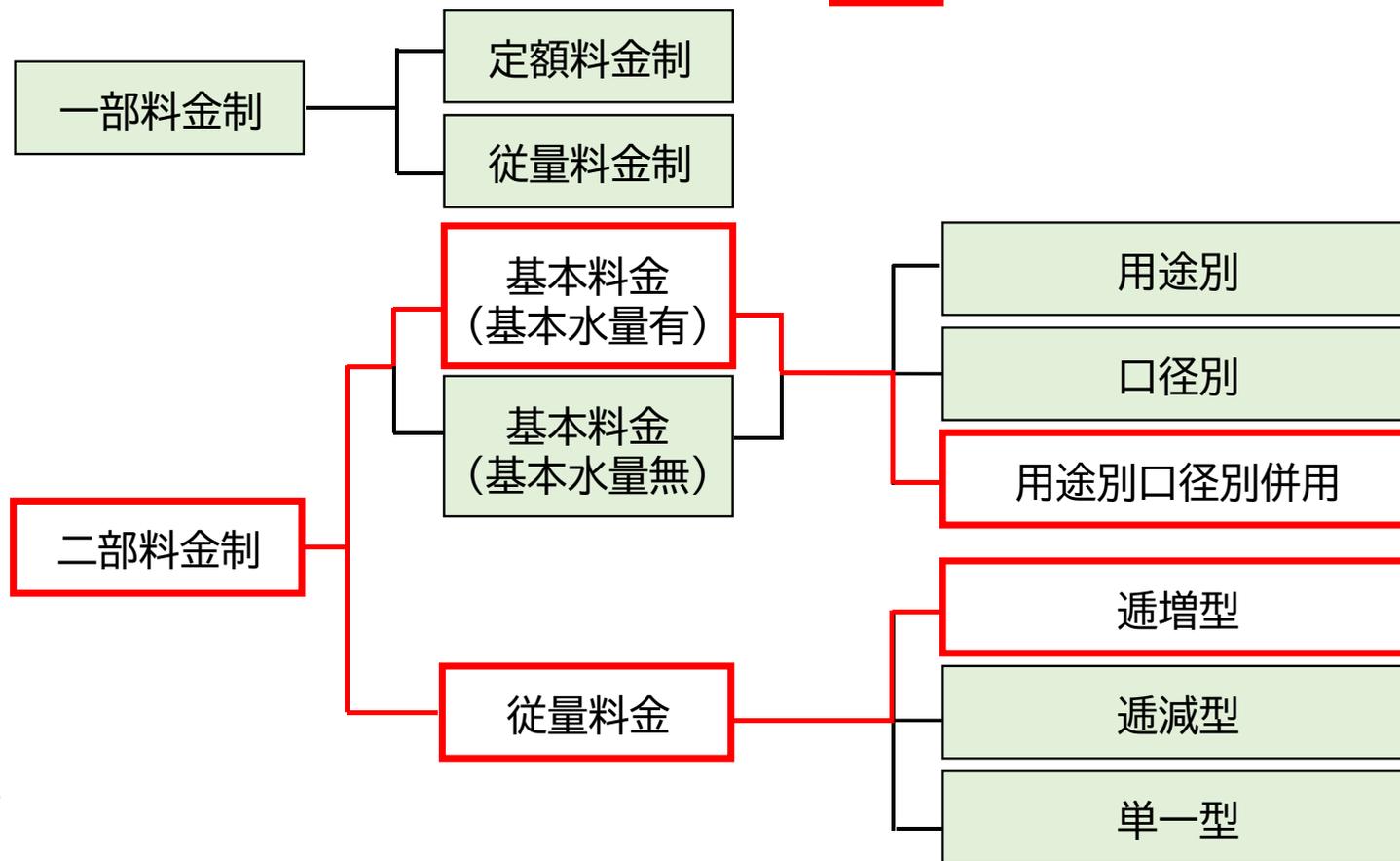
→基本水量の廃止を目指す。

◎従量料金は、使用水量で単価が異なる逓増・逓減型と単一型に分類。

・明石市では**逓増型**を採用

→逓増度の緩和を目指す。

: 現行明石市の料金体系

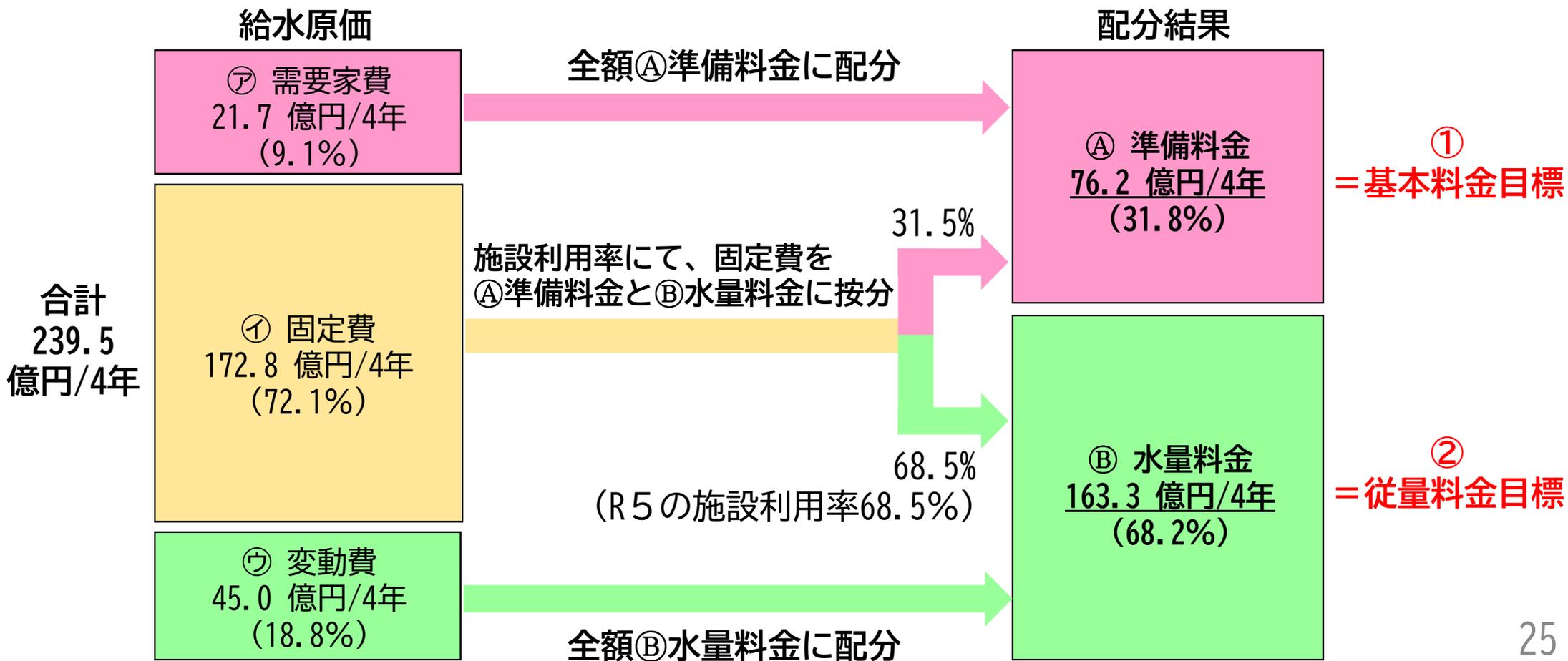


水道料金体系の類型

# 3 料金体系の検討

## (2) 基本料金、従量料金の試算

<総括原価の算定 (R9~R12) : 原価の配分結果>



# 3 料金体系の検討

## (3) ①基本料金と②従量料金の割合（現状とあるべき姿）

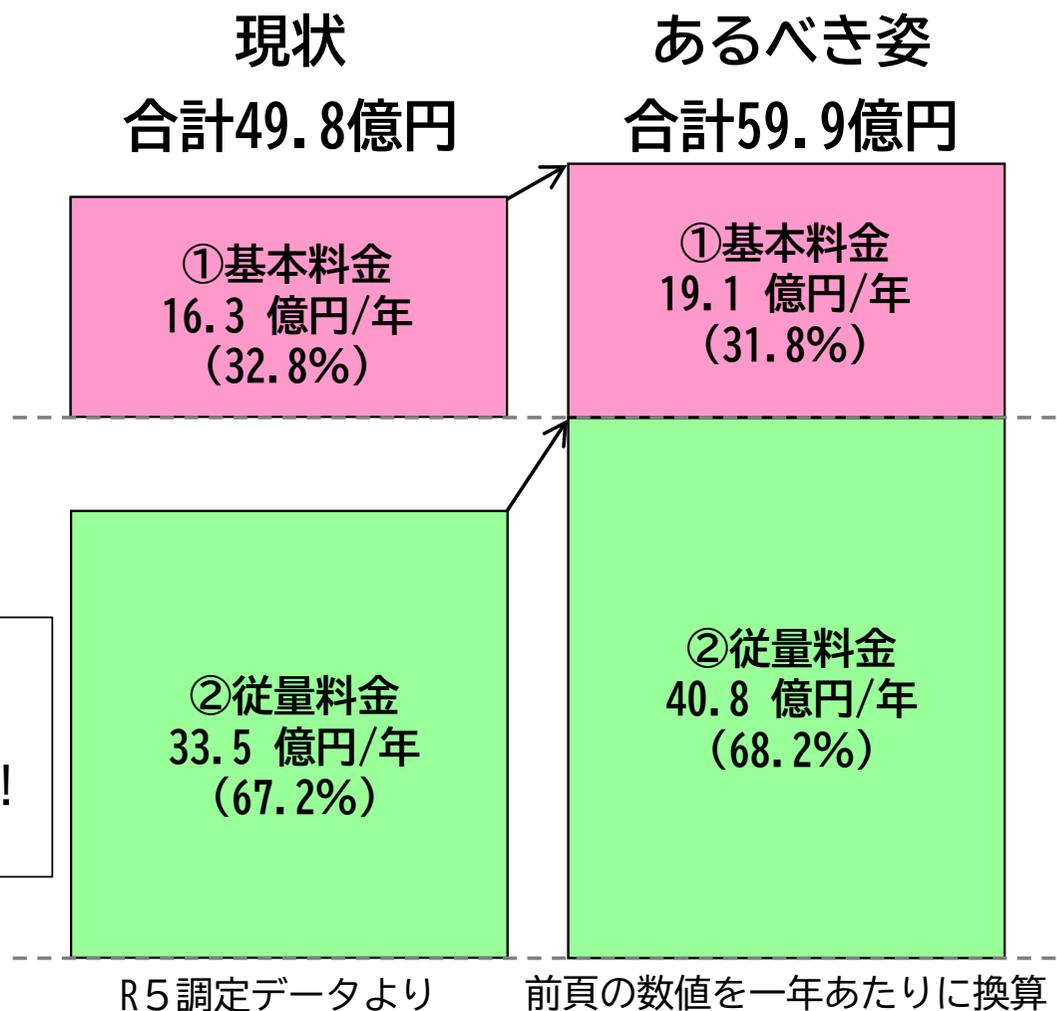
◎R5 調定データより算出した基本料金と従量料金の収入割合（現状）と、財政シミュレーションによって算出した理想とする基本料金と従量料金の割合（あるべき姿）にほとんど差はない。

◎一方で、公正妥当な料金体系を目指し、逓増度や基本水量を改善した料金体系を検討する必要がある。



基本料金と従量料金の割合は概ね現状維持し、

- ① 原価割れの改善
  - ② 逓増度の緩和
  - ③ 基本水量の廃止
- をする料金体系を目指す！



# 4 料金表

## (1) シミュレーションパターンの設定

現状の料金体系とあるべき姿の整理を踏まえ、以下の3パターンのシミュレーションを実施

	設定内容	① 基本料金	② 従量料金	基本水量	全体改定率
現行				あり	—
案①	水道料金算定要領をベースとする <b>教科書パターン</b>	小口径 <b>+20%</b> 大口徑 <b>-14%</b>	小口径 <b>+12%</b> 大口徑 <b>+5%</b>	<b>なし</b>	<b>+21.0%</b>
案②	小口径→大口徑の負担金額が増える <b>傾斜配分パターン</b>	小口径 <b>+3%</b> 大口徑 <b>+108%</b>	小口径 <b>+16%</b> 大口徑 <b>+14%</b>	<b>なし</b>	<b>+21.0%</b>
案③	案②を改善して、 <b>小口径の改定率を30%以下に抑えるパターン</b>	小口径 <b>+9%</b> 大口徑 <b>+98%</b>	小口径 <b>+13%</b> 大口徑 <b>+10%</b>	<b>なし</b>	<b>+21.0%</b>

※ 小口径…メーター口径25mm以下（一般家庭など）、大口徑…メーター口径40mm以上（商業施設・工場など）

※ 表中の増減%は、現行単価と改定単価の各総額を比較した平均%

# 4 料金表

## (2) 水道料金表案 (1戸1ヵ月・税抜)

基本料金(税抜、1ヵ月あたり)

用途	メーター口径	現行	案①	案②	案③
一般用 湯屋用 工事用	25mm以下	870	1,040	900	950
			(+170)	(+30)	(+80)
	40mm	4,070	2,670	6,105	5,698
			(-1,400)	(+2,035)	(+1,628)
	50mm	8,550	6,690	17,955	17,100
			(-1,860)	(+9,405)	(+8,550)
	75mm	15,870	12,150	33,327	31,740
(-3,720)			(+17,457)	(+15,870)	
100mm	24,930	23,640	52,353	49,860	
		(-1,290)	(+27,423)	(+24,930)	
150mm	52,940	46,670	111,174	105,880	
		(-6,270)	(+58,234)	(+52,940)	

従量料金(税抜、1ヵ月あたり、1m<sup>3</sup>につき)

用途	使用水量	現行	案①	案②	案③
一般用 25mm以下	~5	0	26 (+26)	15 (+15)	21 (+21)
	6~10	10	60 (+50)	20 (+10)	28 (+18)
	11~20	139	148 (+9)	188 (+49)	180 (+41)
	21~30	191	235 (+44)	270 (+79)	241 (+50)
	31~50	254	270 (+16)	279 (+25)	269 (+15)
	51~2500	274	278 (+4)	285 (+11)	279 (+5)
一般用 40mm以上	2501~	291	279 (-12)	291 (-)	291 (-)
	~20	139	148 (+9)	188 (+49)	180 (+41)
	21~30	191	235 (+44)	270 (+79)	241 (+50)
	31~50	254	270 (+16)	279 (+25)	269 (+15)
	51~2500	274	278 (+4)	285 (+11)	279 (+5)
湯屋用	2501~	291	279 (-12)	291 (-)	291 (-)
	1m <sup>3</sup> につき	75	133 (+58)	75 (-)	75 (-)
工事用	1m <sup>3</sup> につき	660	133 (-527)	660 (-)	660 (-)

※ 案②と案③の従量料金で、  
現行最高単価の291円と、  
湯屋用・工事用の単価は据置とした。

# 4 料金表

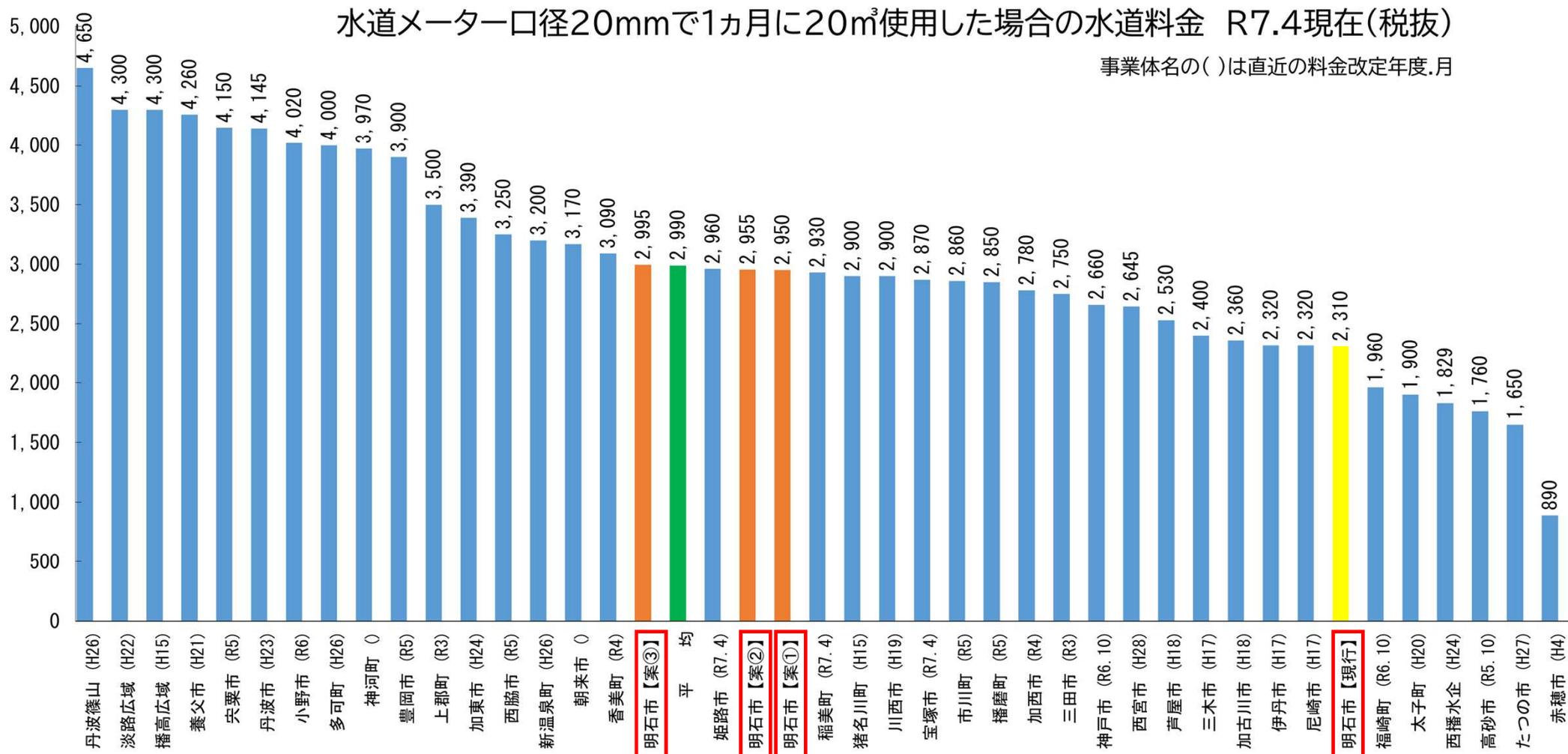
## (3) 口径・使用水量別水道料金例（1戸1ヵ月・税抜）

用途	メーター口径－使用水量	現行	案①	対現行比	案②	対現行比	案③	対現行比	
一般用	小口径	25mm以下－5m <sup>3</sup>	870	1,170 (+300)	134%	975 (+105)	112%	1,055 (+185)	121%
		25mm以下－10m <sup>3</sup>	920	1,470 (+550)	160%	1,075 (+155)	117%	1,195 (+275)	130%
		25mm以下－20m <sup>3</sup> ※	2,310	2,950 (+640)	128%	2,955 (+645)	128%	2,995 (+685)	130%
		25mm以下－30m <sup>3</sup>	4,220	5,300 (+1,080)	126%	5,655 (+1,435)	134%	5,405 (+1,185)	128%
		25mm以下－40m <sup>3</sup>	6,760	8,000 (+1,240)	118%	8,445 (+1,685)	125%	8,095 (+1,335)	120%
	大口徑	40mm－500m <sup>3</sup>	137,140	138,480 (+1,340)	101%	146,395 (+9,255)	107%	142,638 (+5,498)	104%
		50mm－1000m <sup>3</sup>	278,620	281,500 (+2,880)	101%	300,745 (+22,125)	108%	293,540 (+14,920)	105%
		75mm－2000m <sup>3</sup>	559,940	564,960 (+5,020)	101%	601,117 (+41,177)	107%	587,180 (+27,240)	105%
		100mm－5000m <sup>3</sup>	1,433,500	1,412,950 (-20,550)	99%	1,490,143 (+56,643)	104%	1,472,300 (+38,800)	103%
		150mm－10000m <sup>3</sup>	2,916,510	2,830,980 (-85,530)	97%	3,003,964 (+87,454)	103%	2,983,320 (+66,810)	102%
湯屋用	40mm－500m <sup>3</sup>	41,570	69,170 (+27,600)	166%	43,605 (+2,035)	105%	43,198 (+1,628)	104%	
工事用	40mm－100m <sup>3</sup>	70,070	15,970 (-54,100)	23%	72,105 (+2,035)	103%	71,698 (+1,628)	102%	

※ 当該使用水量における県内の水道料金の比較グラフをP30に示す。

# 4 料金表

## (4) 県内の水道料金の比較



# 4 料金表

※ 原価回収割合 (10m<sup>3</sup>/月の場合) = (10m<sup>3</sup>/月使用時の水道料金) / 10m<sup>3</sup>あたりの給水原価 × 100

## (5) 原価割れ状況の把握

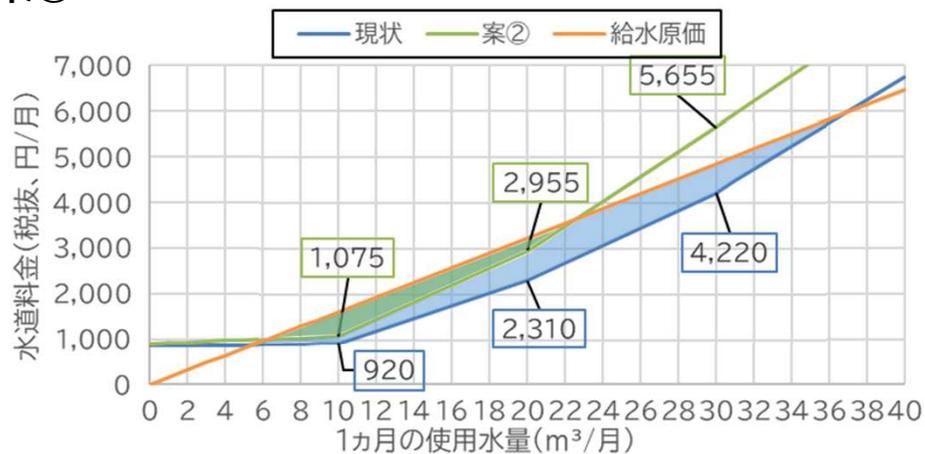
案①：原価割れは大幅に改善する反面、負担は増大

案②：若干改善しているが、10m<sup>3</sup>使用時の原価回収割合※は低い (66%)

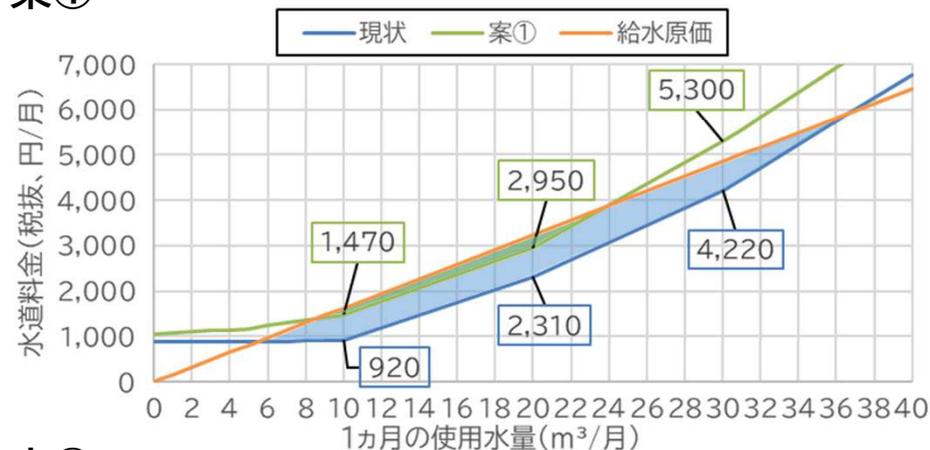
案③：案②よりも原価割れ、10m<sup>3</sup>使用時の原価回収割合※ともに改善 (74%)

■ … (現状) 原価割れの範囲  
■ … (改定案) 原価割れの範囲

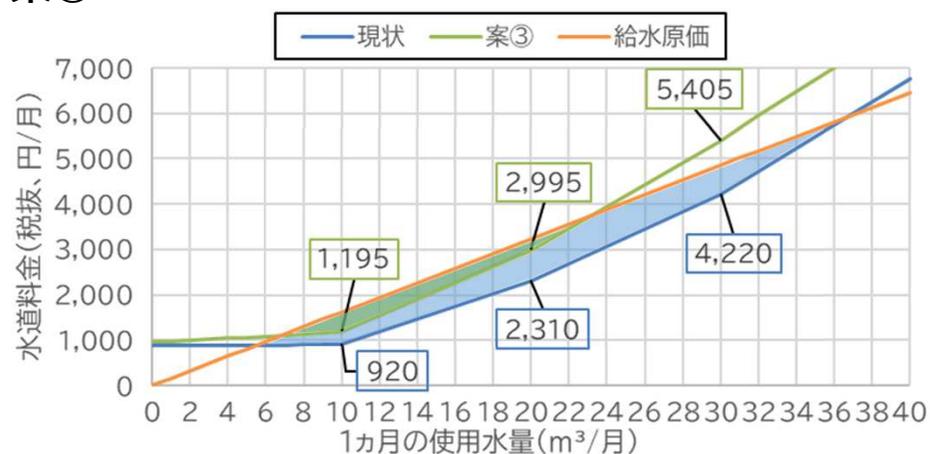
案②



案①



案③



一般用口径25mm以下の1カ月使用水量に対する水道料金

# 4 料金表

## (6) 評価

		案①	案②	案③
使用者への影響		小口径の基本料金、少量使用帯の従量料金が増額となり、該当使用者に対する負担がかなり大きい。	小口径の現状維持をベースとしたため、基本料金、従量料金ともに大口径、大量使用者への負担が大きい。	小口径の負担を改定率30%を上限として激変緩和を図ったため、案②と比べ大口径、大量使用者への負担は軽減される。
逓増度		3.16 ⇒ 1.9	3.16 ⇒ 2.71	3.16 ⇒ 2.44
基本料金の割合		32.8%(R5) ⇒ 32.0%	32.8%(R5) ⇒ 29.9%	32.8%(R5) ⇒ 31.1%
まとめ	少量使用者の負担	大	小	中
	多量使用者の負担	小	中	中
	逓増度	大幅に低下	低下	大幅に低下
	原価割れの状況	大幅に緩和	緩和	緩和
	基本水量	なし	なし	なし
	基本料金の割合	低下	大幅に低下	低下

# 5 その他

## (1) 市民意見募集の結果

### 【目的・内容】

- ✓ 5～6月の市民説明会にご参加いただけなかった市民の皆さまからの意見聴取

### 【募集期間】

- ✓ 令和7年6月18日～7月31日まで（約1か月半）

### 【周知方法】

- ✓ 市ホームページ
- ✓ 水道経営課、あかし総合窓口、3市民センターの各窓口

### 【結果】

- ✓ 7名から意見をいただきました。

## ～明石市水道事業の経営状況とこれから～

### 経営状況は大丈夫!?

水道事業の経営基盤の強化策等について議論しています！

令和6年10月より「明石市上下水道事業経営審議会」にて、水道料金の適正化を含めた経営基盤の強化策等について、議論しています。

審議会の詳しい資料・議事録はこちら

皆さまの「声」をお寄せください！

令和7年5～6月の市民説明会にご参加いただけなかった皆さまの「声」を審議会での議論に反映するため、水道事業に関するご意見をお寄せください。令和7年7月31日まで受付していますので、別紙にご意見等を記入いただき、下記まで送付ください。

説明会の詳しい資料はこちら

【ご意見提出先】  
明石市役所 上下水道局 水道経営課  
担当 木田・宮下  
住所 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
電話 078-918-5064 FAX 078-911-4066  
E-mail meisukei@city.akashi.lg.jp

水道経営のお問い合わせは  
ご相談は

### 現在の水道事業の経営状況

給水人口と給水収益

企業債残高と資金残高

営業収益・営業費用と純損益

水源・水道施設の課題  
河川水の水質悪化・地下水の塩水化  
水道施設・管路の老朽化・耐震化

施設投資と財源のバランスを考えた  
水道料金の適正化について審議しています

なるほど!

## 5 その他

### (1) 市民意見募集の結果

#### 【水道事業全般】

- ・水道は生活に必要不可欠で、水道料金に不満もなく、**現状どおり安全・安心の水道事業を期待**する。
- ・市民説明会の**資料内容が難しい**。水道事業への理解や関心を深めるため、**市民に伝わるような情報発信を工夫・努力**してもらいたい。

#### 【水道料金】

- ・電気やガス等が値上がりするなか、水道は値上げしないでもらいたいですが、昨今の水道管の劣化による道路陥没など、日常生活に支障をきたす事態は避けてもらいたいので、**多少の値上げは致し方ない**。

#### 【水道経営】

- ・収支のバランスが取れた、**持続可能な健全な経営**が続くことを望む。
- ・水道事業は大切なインフラであるため、**適切に予算や人員を確保**してもらいたい。

#### 【施設の更新】

- ・全国各地で水道管破裂が報じられ、**水道管の劣化や道路陥没などの安全性を心配**する。
- ・明石川からの取水廃止について、十分に議論を尽くして検討してもらいたい。

# 5 その他

## (2) 第6回 明石市上下水道事業経営審議会について



【開催日】 令和7年11月18日 (火)

【開催時間】 14:00~16:00

【開催場所】 明石市役所 議会棟2階 大会議室

【審議内容】 水道料金 (案) の確定、  
次期水道事業経営戦略 (素案)

Akashi

